

Indian Union Budget Synopsis

2022-23



AKM GLOBAL

TAX | CONSULTING | OUTSOURCING

コンテンツ

Economic Survey 2021-22

Non-Tax Proposals

Tax Proposals

2

3

15

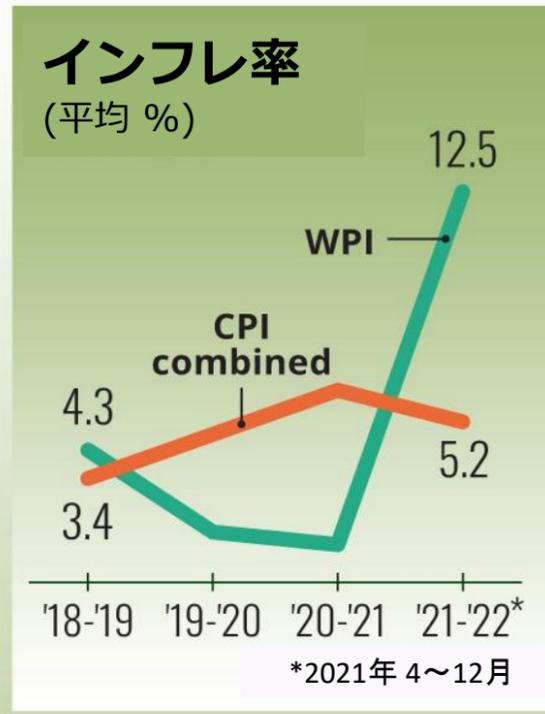
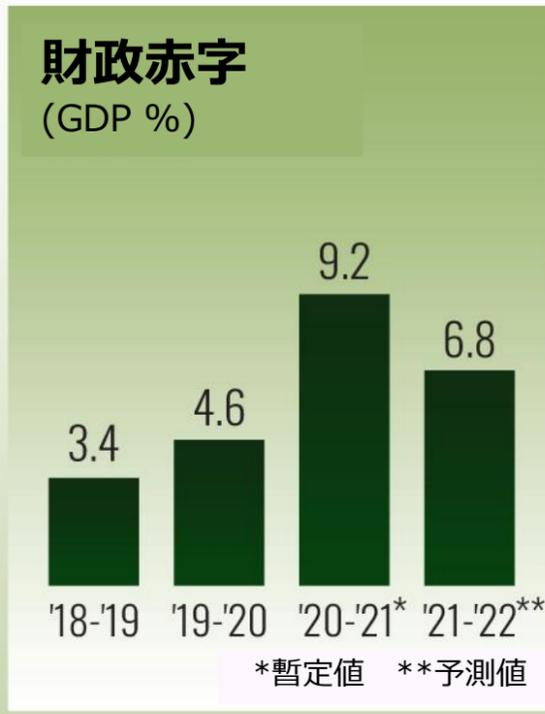
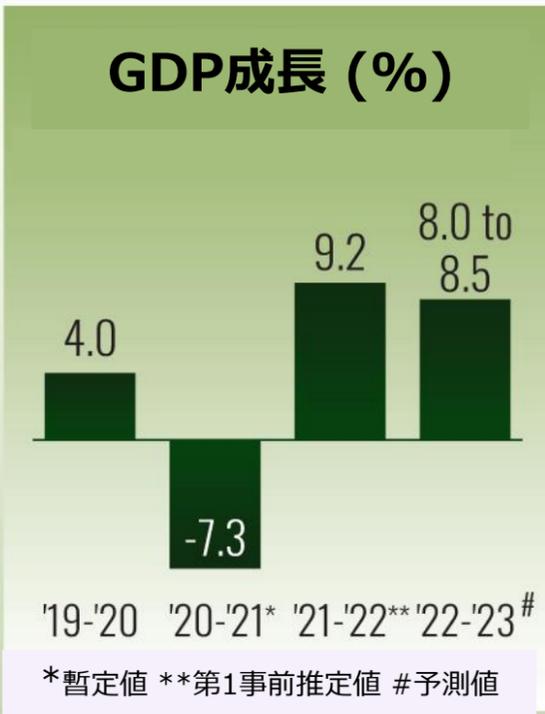
35



Economic Survey 2021-22



Indian Economy A Snapshot



※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳についての正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

経済状況

21-22年のインド実質経済成長率は9.2%と予測

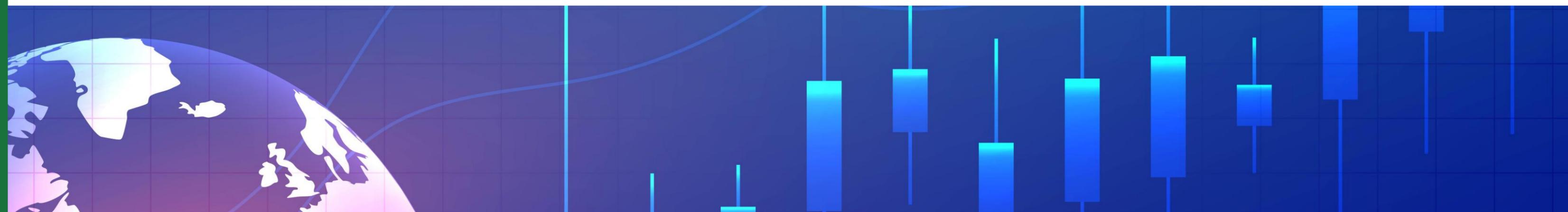
22-23年の成長促進要因

- ワクチン接種率の増加
- 供給サイドの改革による利益享受
- 規制緩和
- 輸出の増加
- 設備投資の増加



国内経済はパンデミック前のレベルを超える成長をみせており、2021-22年の経済成長率は実質ベースで9.2%、2022-23年のGDP成長率は8.0～8.5%と予測。

- 世界銀行によるインドのGDPの予測 : 8.7%
- アジア開発銀行によるインドのGDP予測 : 7.5%
- 世界経済見通しによるインドのGDP予測 : 9%



※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

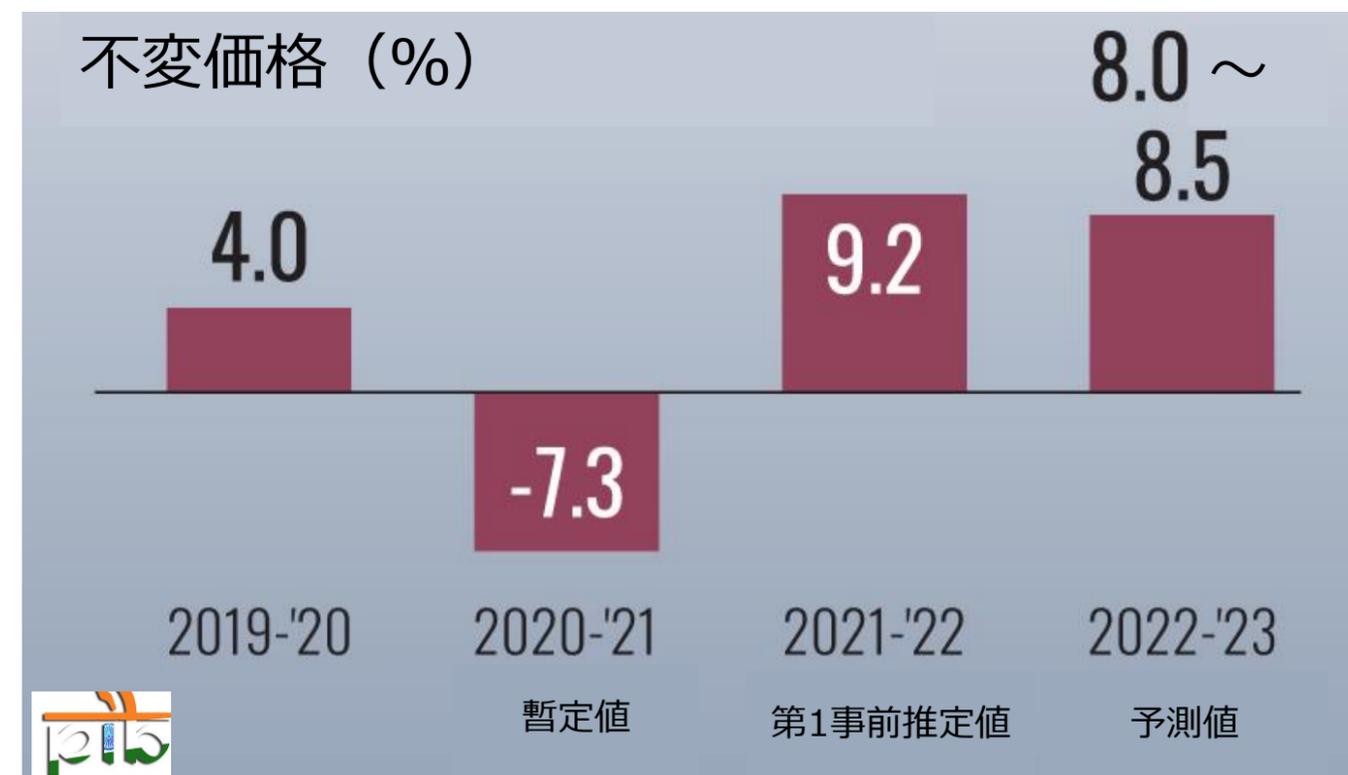
GDP成長

22-23年度

- 22-23年度のGDP成長率は8.0~8.5%と予測。
- 世界銀行、アジア開発銀行のインドGDP予測は、それぞれ8.7%、7.5%。
- IMFの世界経済見通しでは、インドの実質GDPは21-22年、22-23年では9%、23-24年では7.1%の成長と予測。
- この成長率であれば、インドは3年を通じて世界で最も急速に成長している主要経済国になる。
- マクロ経済指標では、上記の22-23年度の経済成長も十分達成可能であると示唆している。

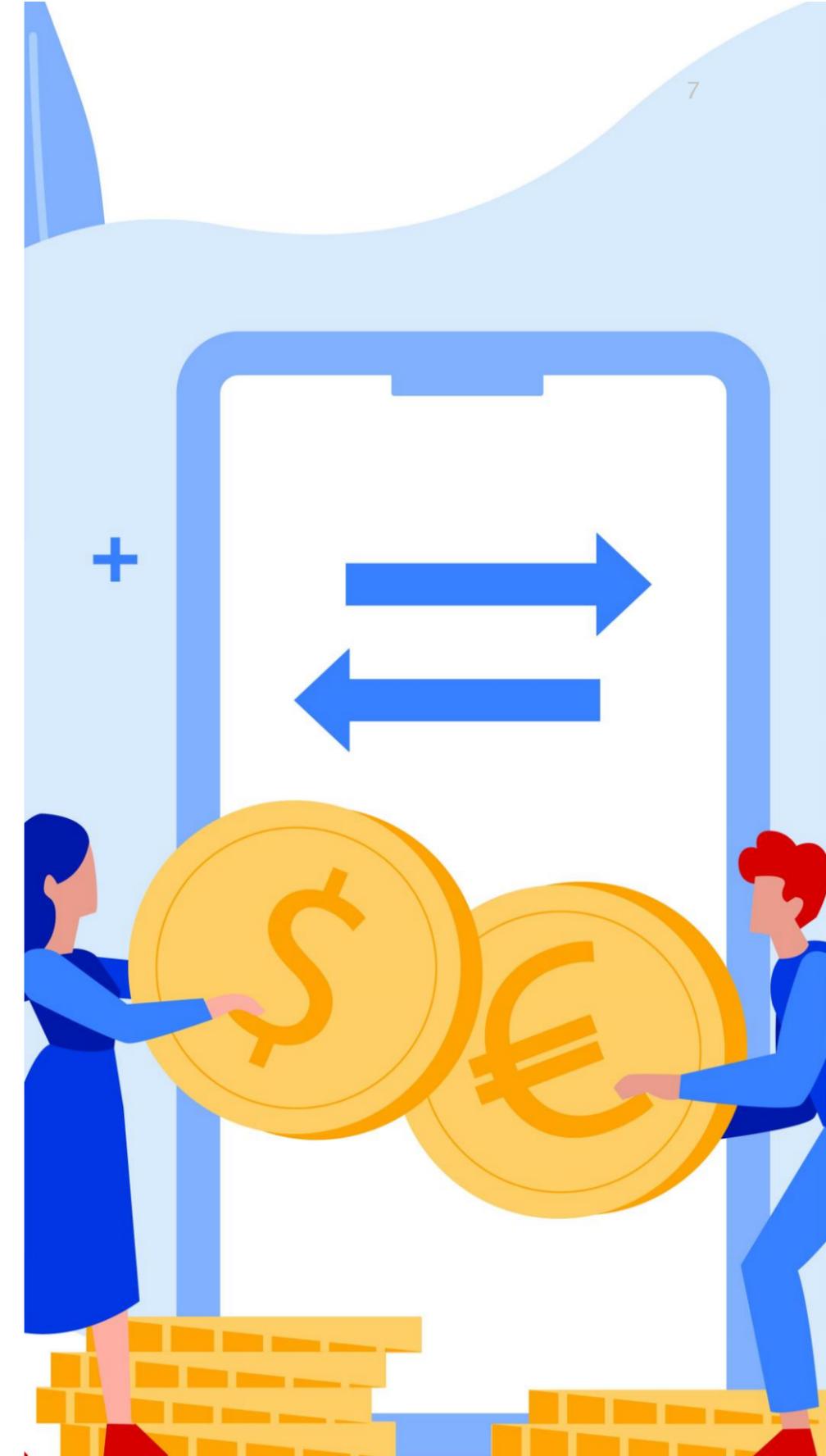
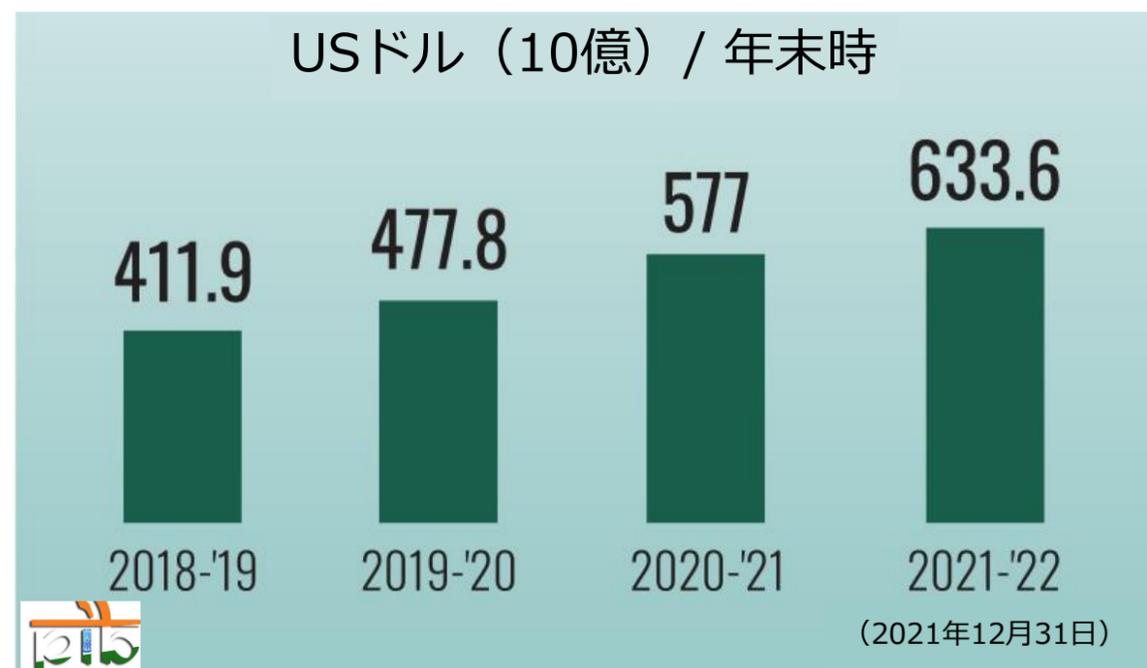
21-22年度

- インド経済の成長予測は20-21年度の-7.3%から、21-22年は9.2%の成長が見込まれている。
- 経済全体はパンデミック前を超えた回復を見せている。



外貨準備高

- インド外貨準備高は21-22年度中に大幅な増加。
- 外貨準備高は2021年3月末の43兆2750億インドルピー（5770億USドル）から2021年12月末の47兆7450億ルピー（6336億USドル）へと増加。
- 外貨準備の輸入カバーは20-21年の17.4ヶ月から21-22年の13.2ヶ月へと減少しており、これは主に国内経済活動の回復に伴い、商品の輸入が増加したことが要因とされる。
- 現在インドは中国、日本、スイスに次ぐ世界第4位の外貨準備保有国となる。



※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

輸出部門

- 輸出入はコロナ前水準を上回る。
- サービス分野での大幅な輸出増。
- 21-22年上半期の純資本フローは656億USドル。
- 21-22年上半期のBOP黒字は631億USドル。
- 外貨準備高は12月31日時点で6336億USドル。
- 2021年11月時点でインドは世界第4位の外貨準備保有国。



財政部門

- 21年4月～11月の財政赤字は、推定予算比で46.2%に抑えられた。
- 21-22年予算案での予想成長率が9.6%であったのに対し、21年4～11月の中央政府の歳入は67.2%増加。
- 設備投資はインフラ分野に重点を置き、昨年比13.5%の成長。
- 中央政府債務においては、19-20年のGDP比49.1%から20-21年のGDP比59.3%に上昇。
- 21年4月～11月までの総税収は、昨年比ベースで50%以上の伸びを記録。
- 月次でのGST総徴収額は2021年7月以降、一貫して1兆ルピー(133億3333万USドル)の大台を超えている。

マネタリーマネジメント

- 21-22年のレポ金利は4%で維持。
- パンデミックによる経済ショックは、商業銀行システムによってうまく乗り切られた。21-22年の前年比銀行信用の進捗率は、21年4月の5.3%から徐々に加速し、21年12月31日時点で9.2%となった。
- インドの指定商業銀行（SCB）の総不良債権比率は、17-18年末の11.2%から2021年9月末には6.9%に低下。
- 公共セクター銀行の資産収益率および自己資本収益率は、2021年9月期もプラスを維持した。
- 資本市場にとって例外的な年となり、2021年4月～11月に75件の新規株式公開（IPO）銘柄を通じて8906億6000万ルピー（118億7500万USドル）が調達され、これは過去10年間のどの年よりも大幅に高い数字となった。
- SensexとNiftyは2021年10月18日にそれぞれ61,766と18,477にまで拡大した。
- 21年4月から12月にかけて、主要新興国の中でインド市場は他国よりも大幅な伸びを達成した。



※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

サステナビリティと気候変動

- 環境に配慮し、資源を適切かつ効果的に活用するためのLIFE（Lifestyle for Environment）に取り組む必要がある。
- COP26において、モディ首相は2030年までに達成すべきCO2排出量削減やその他の目標を発表。
- 河川への生活・工業廃水の排出量を、17年の1日あたり3億4913万リットルから、2020年には2億8020万リットルに削減を目標とする。
- ガンジス川周辺の公害産業（GPI）のコンプライアンスは、2017年の39%から2020年には81%に削減された。
- インドは世界で10番目に大きな森林面積を持つ国として公表されており、2010年から2020年にかけての森林面積の増加は世界第3位であり、国土面積の24%を占め、世界の総森林面積の2%を占めている。
- Plastic Waste Management Amendment Rules 2021 が21年8月に施行され、2022年までに単一使用プラスチックを段階的に廃止することを目指している。さらに、プラスチックの包装に関する拡大生産者責任に関する規則案が発表された。
- NITI Aayog SDG India Index and Dashboardにおけるインドの総合スコアは上昇し、19-20年には60点、18-19年では57点だったのが、20-21年には66点を記録し、全体的に一定の伸びを示した。



※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

サービス部門

- サービスセクターの粗付加価値額は、21-22年第2四半期にパンデミック前の水準を超えた。
- パンデミック下で上昇するサービス産業の一方で、接触型産業のようにマイナスの影響が出ているセクターも存在している。
- このセクターのGVAは2021-22年に8.2%の成長と予測されている。
- サービス業全体では8.2%の成長が見込まれる。
- 第二波での購買担当者景気指数や航空・鉄道貨物などの高頻度指標は反応は限定的であった。
- サービス輸出は21.6%の成長（2021-22年上半期）で、これはパンデミック前の水準を上回る。
- サービス部門へのFDIは167億USドル、21-22年上半期のFDI流入額全体の54%を占める。
- インドは現在、世界第3位のスタートアップエコシステムであることが知られている。

インフレーション

- 平均消費者物価指数は、昨年の6.6%から21年4~12月に5.2%に低下。
- 食品インフレ率は、昨年の9.1%から、2021年4~12月期には2.9%に低下した。
- 供給サイドによるの管理対応により物価を抑制することが出来た。
- 豆類や食用油の価格上昇を抑制するため、積極的な対策がとられた。
- WPIは、前年のベースが低かったことや輸入など様々な要因により、21-22年の第3四半期に12.5%まで上昇した。



工業インフラ

- 21-22年4月～11月のIIP成長率は昨年の -15.3%から回復し17.4%。
- 21-22年第2四半期の大企業の売上高純利益率10.6%で過去最高となる。
- 道路建設が30.4%増加し19-20年は1日あたり28kmに対し、20-21年は36.5kmと続伸。
- インド鉄道の資本支出は、14年の約5倍にあたる2兆1500億ルピーに増加。
- 産業の規模を拡大するためにPLIを導入。
- 物理的インフラだけではなくデジタルインフラも大幅に強化。



社会インフラと雇用

- 22年1月16日時点で、COVID-19ワクチン15億7940万回接種、1回目接種が9億1390万回、2回目接種が6億6050万回となった。
- 中央政府と州政府による社会サービス（保健、教育、その他）支出の対GDP比は、14-15年の6.2%から21-22年には8.6%に増加。
- パンデミック時に農村部の未組織労働者に救済措置を提供するため、Mahatma Gandhi National Rural Employment Guarantee Scheme (MNREGS) への資金割り当てを増加させた。
- Jal Jeevan Mission (JJM) の下、83地区が「Har Ghar Jal」地区となった。
- パンデミックの影響を受けた都市部の雇用は、ほぼパンデミック前の水準に回復した（四半期ごとの定期労働力調査（PLFS）データ）。

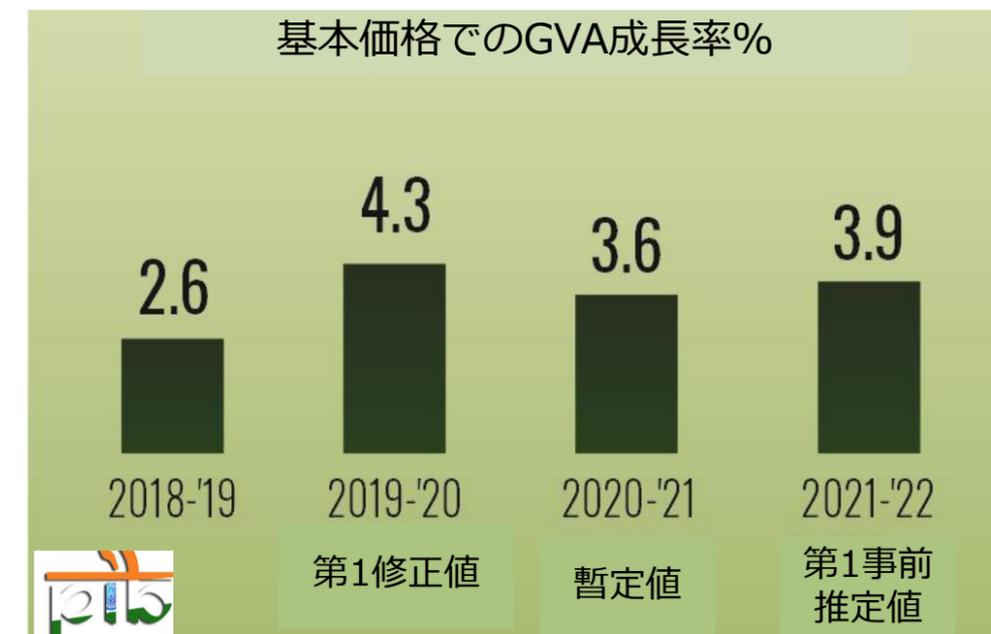


※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

農業/食料マネジメント

- 農業部門は過去2年間で順調に成長をしており、国の粗付加価値額（GVA）の18.8%（2021-22年）を占め、20-21年に3.6%、2021-22年に3.9%の成長を記録。
- 20-21年の農業信用フローは、15兆インドルピー（2000億USドル）の目標に対して15兆7539億8千万ルピー（2105億USドル）であった。21-22年の農業信用フロー目標は16兆5000億ルピー（220億USドル）に設定されている。
- 畜産、酪農、漁業などの関連部門は、高成長部門として着実に伸びており、農業部門全体の成長を牽引する主要な原動力となっている。
- 畜産部門は、19-20年までの過去5年間で、CAGR 8.15%で成長しており、農業世帯の平均収益の約15%を占め、各グループの安定した収入源となっている。
- 政府は、PM Gareeb Kalyan Yojana (PMGKY) などのスキームを通じて、食料安全保障ネットワークの適用範囲をさらに拡大した。
- 農産物の主要な市場であるだけでなく、農業に従事する余剰労働力の重要な雇用主でもある食品加工部門に重点を置いている。

基本価格でのGVA成長率%



※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

21-22年期中の中央政府による各州への支援

- 政府はインド経済全般へと中小企業に対し、融資による財政支援を行い多額の救済措置を実施。
- 歳入が増加している為、財政支援を拡大し資本支出を増加させる余力がある。
- Atma Nirbhar Bharatパッケージは、20-21年にGDSPの2%を上限とする追加借入枠を増加させた。
- GST 補償金の不足に対応するため、1102億800万ルピー（14億9,440万USドル）が州への救済措置として提供された。
- “Scheme for Special Assistance and Capital Expenditure” が承認され、1183億ルピー（15億7733万USドル）が州への特別支援として提供された。



州の借入限度額の強化



GST補償の不足分の補う為の州への融資



資本支出に対する州への特別支援スキーム



Non-Tax Proposals

ヘルス&ウェルビーイング

Ayushman Bharatデジタルミッション

医療提供者と医療施設のデジタル上での登録や個別IDによる管理で一貫したフレームワークを構築し、医療施設へのユニバーサルなアクセスを可能にする国家デジタルヘルスエコシステムが展開される予定。

テレメンタル・ヘルス・プログラム (NTMHP)

高度なメンタルヘルス・カウンセリングとケアサービスへのアクセスを向上させるため、NIMHANSが中心となり23の遠隔メンタルヘルスセンターのネットワークを構築し、バンガロールの国際情報技術研究所 (IIITB) が技術的なサポートを提供する予定。

Mission Shakti, Mission Vatsalya, Saksham Anganwadi & Poshan 2.0

この3つの制度は、女性や子どもへの福利厚生を提供を目的に開始されたスキームで、Saksham Anganwadi はクリーンエネルギーを動力源としたインフラとオーディオビジュアルによる、早期教育のための環境を整備、新世代のアンガンワディ（インドの農村部の保育所の一種）の提供を目指し、このスキームの下で2,000のアンガンワディが改善される予定。

Har Ghar, Nal Se Jal

現在のHar Ghar, Nal Se Jal(全ての農村世帯に水道水を提供しようとする計画)の普及率は8700万世帯となり、このうち5500万世帯に水道水が供給されたのはここ2年程で、22-23年には3800万世帯をカバーすることを目標に、6000億ルピー（80億USドル）の割り当てが行われた。



ヘルス & ウェルビーイング

ハウジング・フォー・オール

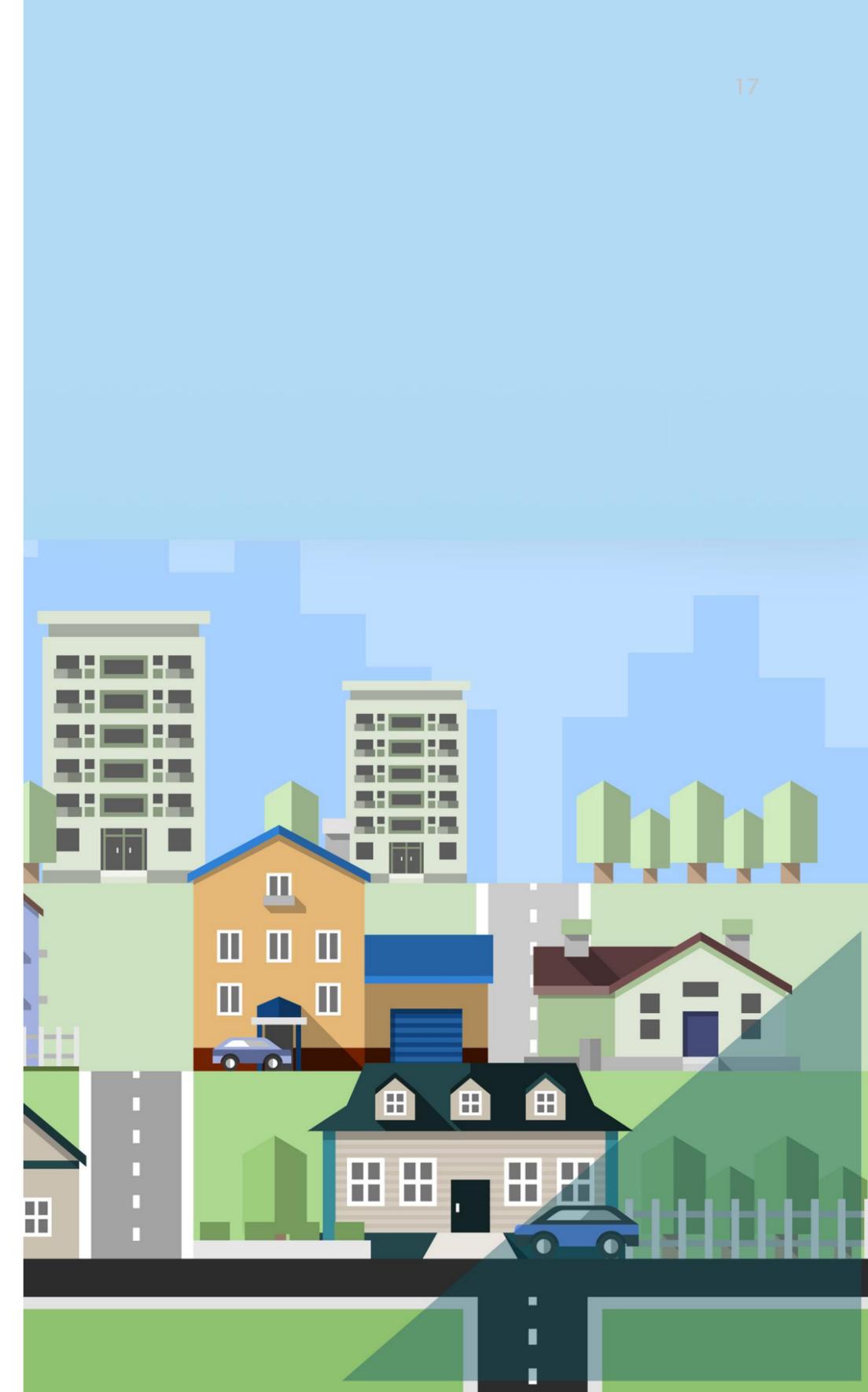
- 中央政府は金融部門の規制当局と州政府と共に、都市部の中産階級や低所得者層を対象とした低価格帯の住宅普及を促進する為、土地や建設関連の承認に要する時間を短縮や仲介コストの削減、資金調達オプシオンを拡大する事を目指す。
- 22-23年には、PM Awas Yojana の対象となる受益者のために、農村部と都市部の両方で 800 万戸の住宅が完成する予定であり、この為に4800億ルピー（64億USドル）が割り当てられている。

北東アジアのための首相官邸主導開発計画（PMDevINE）

北東部のニーズに基づいたインフラや社会開発プロジェクトに資金を供給する新しいスキーム。これにより、若者や女性が安心した生活をすることを可能にし、多くの分野での格差を埋めることが期待されており、150億ルピー（2億USドル）が割り当てられる予定。

アスピレーション・ブロック・プログラム

最貧困地区の市民生活の質を向上させるために開始され、112地区のうち95%で、保健、栄養、金融、基本インフラなどの主要部門で大きな進展が見られた。進展が遅れているブロックについては、22-23年度に重点的に取り組む予定。



ヘルス&ウェルビーイング

元気な村づくりプログラム

このプログラムでは、農村部のインフラ、住宅、観光センター、交通の便、分散型再生可能エネルギーの供給、家庭からの国営テレビや教育チャンネルへのアクセスやその他生活向上の為の支援などが計画されており、活動の追加資金も提供される予定。

郵便局の銀行サービスを提供

2022年に相互運用性と金融包摂を実現するために、1500万局の郵便局のうち100%が銀行業務の機能を導入し、銀行業務、モバイルバンキング、ATMのサービスを提供し、郵便局の口座と銀行口座間のオンライン送金も可能にする。これは農村部の農民や高齢者にとっての利便性の改善が期待できる。

デジタルバンキングとデジタル決済

- デジタルバンキングとフィンテック分野を加速させ、独立75周年を記念するため、指定商業銀行が全国75地区に75のデジタル・バンキング・ユニット（DBU）を設置することが提案されている。
- 前予算で発表されたデジタル決済エコシステムへの資金援助は、22-23年も継続され、これによりデジタル決済の更なる導入が促進されると期待される。また、経済的でユーザーフレンドリーな決済プラットフォームの利用促進にも重点を置く。



生産性向上と投資活動：Ease of doing business 2.0

信頼に基づくガバナンス

- 「最小限の政府と最大の統治」を目指す政府の取り組みとして、25,000以上のコンプライアンスが削減され、1486の連邦法が廃止された。
- 信頼に基づくガバナンスの次のフェーズとして、州政府の積極的な関与やマニュアル作業・プロセスのデジタル化、ITを介した中央・州政府レベルでのシステムを統合、各国民サービスへのアクセスの統一化、コンプライアンスの標準化と統合により実施でよりよい環境を作り上げる。提案のクラウドソーシングや、現場レベルでの行動評価を12段階にすることで、国民や企業への積極的な関与が奨励が期待されている。

土地の記録管理

- 各州は、ITベースの記録管理を促進するため、Unique Land Parcel Identification Numberの導入を推進する。土地の記録をSchedule VIII languagesのいずれかに訳する機能も展開される予定。
- “One-Nation One-Registration Software” が採用・リンクされた National Generic Document Registration System (NGDRS) により、登録プロセスの統一化、及び証書と文書の“どこでも登録可能”を実現するためのオプションとして推進される。



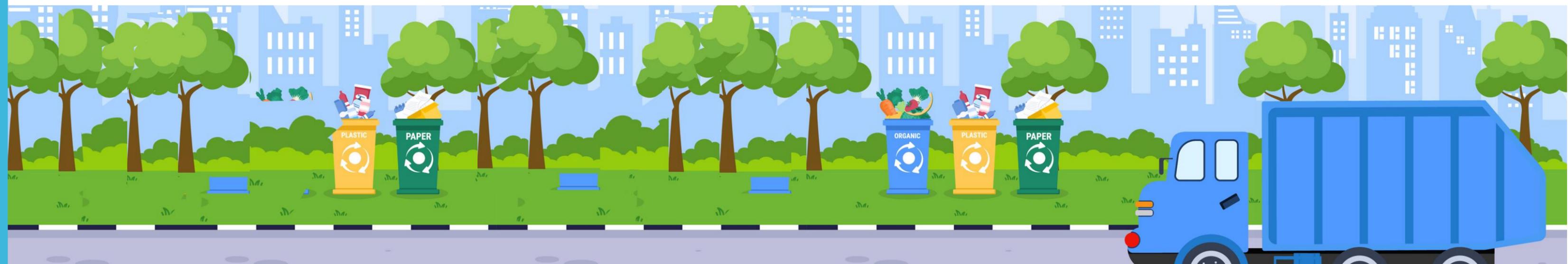
生産性向上と投資活動：Ease of doing business 2.0

クリーンで持続可能なモビリティ

都市部での公共交通をクリーンテクノロジーとガバナンスのソリューション、化石燃料ゼロのモビリティ特区、EV車の実施によって推進される。

グリーンクリアランス

18年に始動したPariveshポータルを拡大し、申請者に情報を提供する事が可能になった。ユニットの所在地に基づき、承認に関する情報が提供され、1つのフォームで4つの承認全てに申請する事が可能となり、集中処理センター（CPC-Green）を通じてプロセス状況の追跡が可能となる。



※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

生産性向上と投資活動：Ease of doing business 2.0

破産・倒産法

破産処理プロセスの実効性を高めクロスボーダーの破産処理をスムーズにする為に、法改正を行う予定。

企業撤退手続きの迅速化

現在2年以上かかっている企業の自主清算を6ヶ月以内に完了させることを目指し、プロセスの見直しを行うCentre for Processing Accelerated Corporate Exit (C-PACE)を設立する予定。

AVGC推進タスクフォース

アニメ・映像・ゲーム・コミック（AVGC）推進タスクフォースを立ち上げ、その実現方法を策定し国内市場とグローバルな需要に対応する能力を構築する。

政府調達

- 透明性を高め、支払いの遅延減少を目的に、完全にペーパーレスでエンドツーエンドのオンライン電子請求書システムが全中央省庁で使用されるようになる。サプライヤーはデジタル署名された請求書や請求をオンラインで提出する事が可能となり、どこからでもその状況を追跡できるようになる。
- サプライヤーや請負業者の間接コストを削減するため、政府調達において銀行保証の代わりに保証証券を使用することが認められるようになる。



※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

生産性向上と投資活動：Ease of doing business 2.0

通信部門

官民連携を含むプロジェクトの財務的な実現性を高めるため、多国籍機関からの技術的・知識的支援を受けながら方法を検討し、国際的にベストプラクティスの採用や資金調達方法、リスク配分の実施を目標とする。

国防における Atma Nirbharta

国防研究開発予算の25%を計上し、国防研究開発を産業界、新興企業、学术界に開放する。民間企業は、SPV モデルを通じて、防衛研究開発機構やその他組織と協力して軍事プラットフォームや装備品の設計・開発を行うことを奨励。

輸出促進

- Special Economic Zones Actは、州が「企業とサービスの拠点開発」のパートナーになることを可能にする新しい法律に置き換えられる予定。
- 既存・新規の大規模な産業集積地をすべて対象とし、利用可能なインフラを最適に活用し、輸出の競争力を強化を目的とする。



※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

©Copyright 2022 AKM GLOBAL - All Rights Reserved

ITR Since 2016, ranked consistently as a Leading Tax Firm and Transfer Pricing Firm by International Tax Review

生産性向上と投資活動：Ease of Living

州への都市計画化支援

建築条例の近代化、都市計画スキーム（TPS）、交通指向開発（TOD）が実施される予定。これにより、中央政府が改革を実施する大量輸送システムの近くでの居住、労働を実現させる。

e-パスポート

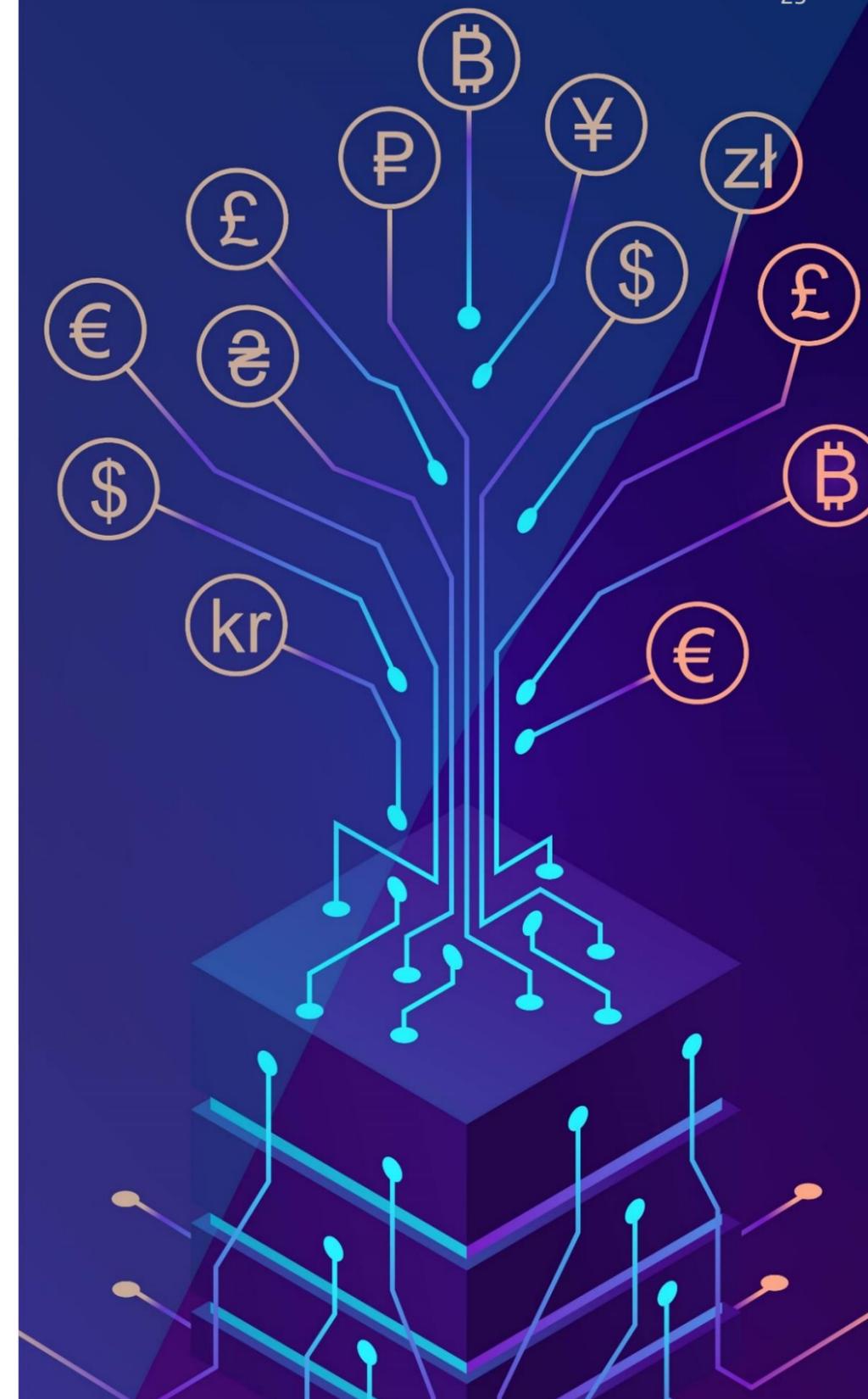
国民の海外渡航の利便性を高めるため、チップを埋め込んだe-パスポートの発行を22-23年に開始する予定。

都市開発

著名なアーバンプランナー、経済学者、機関によって構成されるハイレベル委員会を設立し、女性や若者を含む全ての国民が国の人口ボーナスを経済に結びつけられる都市部門への政策や能力開発、計画、ガバナンス等の勧告を行う。

バッテリースワップ政策

民間企業は、電気自動車のエコシステムの効率性を向上させる「サービスとしての電池やエネルギー」の持続可能で革新的なビジネスモデルを開発するよう奨励される。



ヘルス&ウェルビーイング

中小零細企業

- Udyam、e-Shram、NCS、ASEEMなど様々なポータル相互互換。
- 緊急信用枠保証制度(ECLGS)をホスピタリティーと関連企業に焦点を当てながら拡大する。
- Credit Guarantee Trust for Micro and Small Enterprises (CGTMSE) を刷新する。
- Raising and Accelerating MSME Performance (RAMP) プログラムが展開される。

能力開発

- 国家技能資格フレームワーク(NSQF)は、産業界のニーズと合致するよう調整をする。
- スキル習得と生活のためのデジタル・エコシステム (DESH-Stack eportal) が開始される。これは、オンライントレーニングを通じて、国民のスキルアップや技能の再習得促進を目的としている。
- スタートアップ企業は、さまざまなアプリケーションやDrone-As-A-Serviceを通じて「Drone Shakti」を促進するよう推進される。



電カインフラ

サンライズ・オポチュニティ

- 人工知能や地理空間システム、ドローン、半導体とエコシステム、宇宙開発、ゲノミクスと医薬品、グリーンエネルギー、クリーンモビリティシステムが、持続可能な開発を支援し、国を近代化する大きな可能性を持っている。更に若者の雇用機会を創出し、インドの産業をより効率的で競争力のあるものにする。
- 政府の指針としては、支援的な政策を実施し、ゆるやかな規制の中で国内能力構築のための円滑な行動を取ることで、研究開発の促進をさせるアプローチをとる。これらの研究開発には、産学官の連携に加え、政府からの支援援助もされる。

エネルギー転換と気候変動対策

“Panchamrit”で発表されている低炭素開発戦略は、持続可能な開発に対するインド政府の方針を反映する重要なものである。

ソーラーパワー

2030年までに太陽光発電の設置容量を280GWとする政府目標に向けてポリシリコンから太陽光発電モジュールまでの完全一貫型製造装置の国内製造を促進する為、高効率モジュール製造のための生産連動型インセンティブスキームに1950億ルピー（26億USドル）が追加配分される予定。



※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

©Copyright 2022 AKM GLOBAL - All Rights Reserved

ITR Since 2016, ranked consistently as a Leading Tax Firm and Transfer Pricing Firm by International Tax Review

電カインフラ

カーボンニュートラルな経済への移行

エネルギーサービス企業（ESCO）のビジネスモデルを通じて、大規模な商業ビルで行われるエネルギーの効率化と節約を促進する。エネルギー監査、パフォーマンス契約、共通の測定・検証プロトコルのためのキャパシティビルディングを意識させることを目的とする。

石炭ガス化と石炭から化学品への転換に向け4つのパイロット・プロジェクトを立ち上げ、技術的・財政的な成長能力を高める。

農林業と民間林業を促進するために必要な政策と法改正を行う。

サーキュラー・エコノミー

サーキュラー・エコノミーへの移行は、生産性の向上や新たなビジネス・雇用の創出など、大きな効果が期待されており、電子廃棄物、廃自動車、廃油、有害・有毒産業廃棄物など10分野のアクションプランが完成。



投資資金マネジメント

インフラストラクチャー

高密度充電インフラやグリッドスケールバッテリーシステムを含むインフラステータス情報センターとエネルギー貯蔵システムは、インフラの Harmonized Listに加わる事となり、これによりデジタルインフラやクリーンエネルギー貯蔵のための信用借入が容易になる。

ベンチャーキャピタルとプライベートエクイティ投資

ベンチャーキャピタルとプライベートエクイティ投資は、昨年5.5兆ルピー以上の投資がされており、スタートアップと成長のエコシステムを促進するためにも、規制やその他の成長の阻害要因を全体的に検討する余地がある。

デジタルルピー

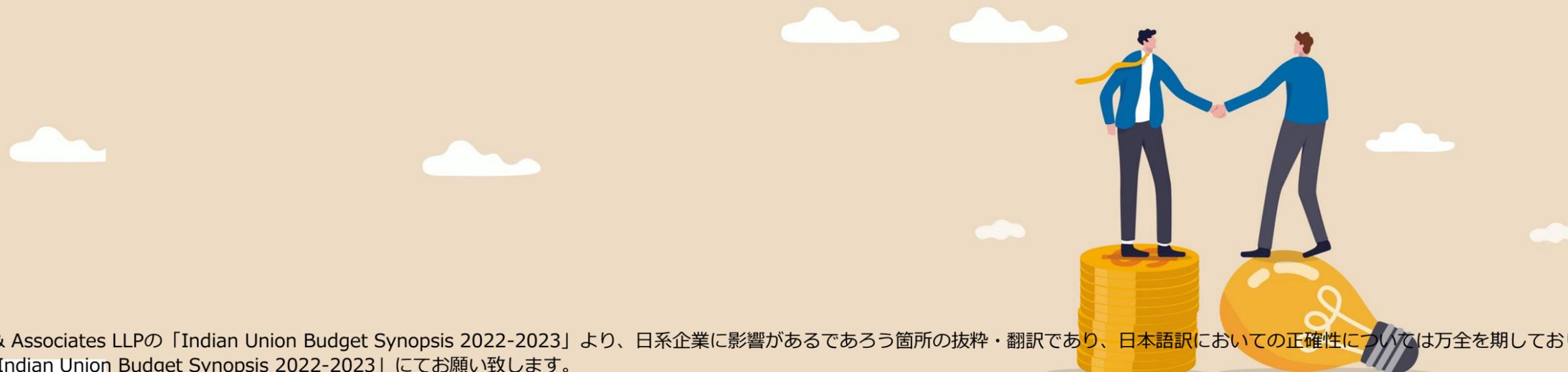
22-23年からインド準備銀行が発行する、ブロックチェーン等の技術を使ったデジタル・ルピーを導入することが提案されています。

ブレンドファイナンス

気候変動対策、ディープテック、デジタル経済、製薬、アグリテックなどの重要となる新たなテクノロジー分野の発展を促進する為、民間のファンドマネージャーからの出資と政府からの出資（比率20%）によるブレンドファイナンスでテーマ別ファンドを推進する予定。

インフラプロジェクトへの資金調達

世界的に効率的な資金調達方法の採用や、バランスのとれたリスク配分を多国籍機関からの技術・知識支援により検討し、官民連携を含むプロジェクトの資金調達能力を高めるための措置がとられる予定。



投資資金マネジメント

公共設備投資

22-23年も引き続き公共投資がリードし、民間投資と需要の下支えをすることで経済ニーズに応えていく。連邦予算における資本支出は、今年度の5兆5400億ルピー（736.8億USドル）から22-23年度は7兆5000億ルピー（1000億USドル）と35.4%の大幅な増額が予定されており、これは19-20年の2.2倍以上でGDPの2.9%となる。

資本支出

22-23年の中央政府の資本支出は106兆8000億ルピー（1兆4240億USドル）と見積もられており、これはGDPの約4.1%に相当する。

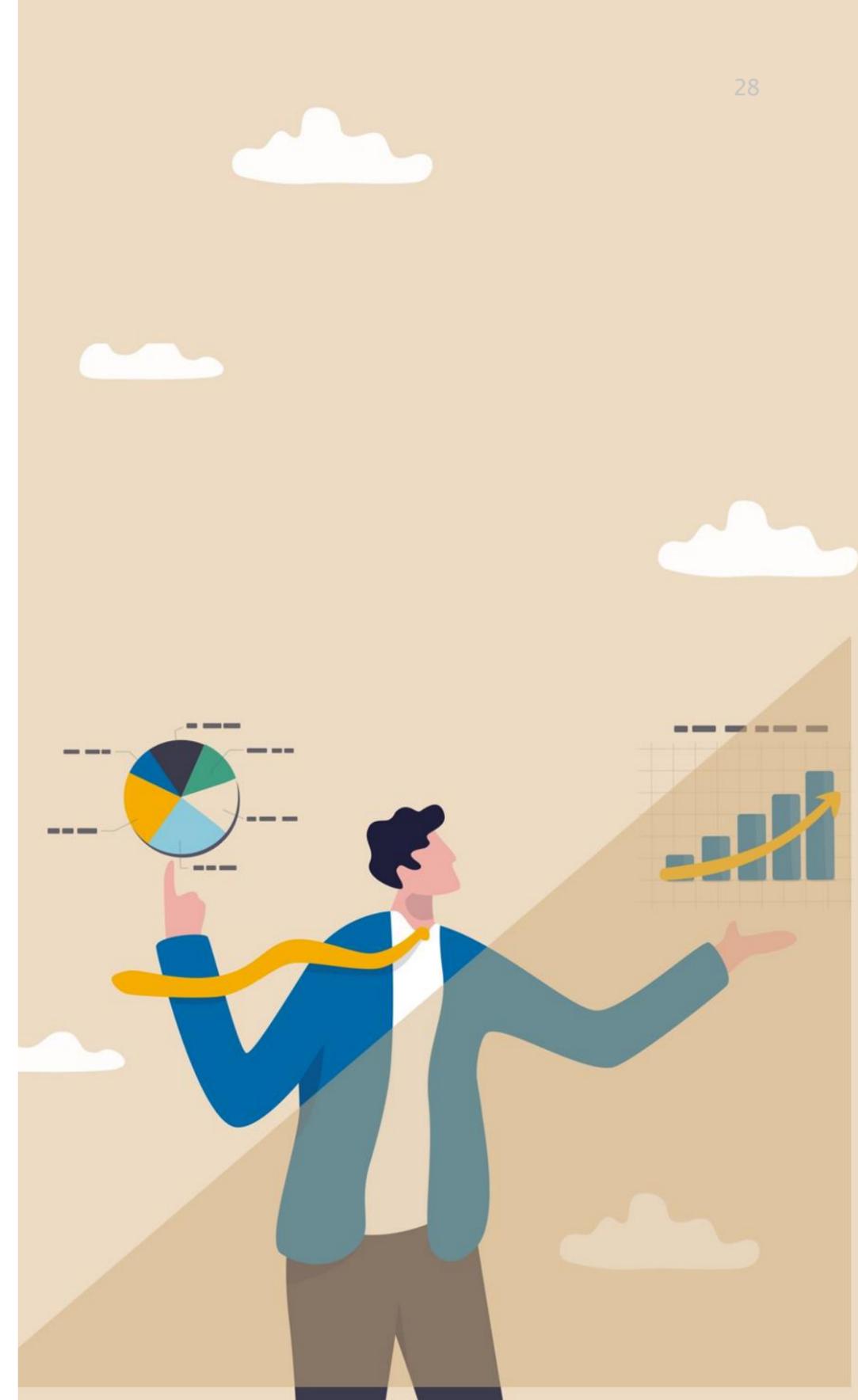
GIFT-IFSC

GIFTシティにおいて、世界トップクラスの海外の大学や研究機関がファイナンシャルマネジメント、フィンテック、科学、技術、工学、数学のコースを無料で提供できるようにし、金融サービスやテクノロジーに関わるハイエンド人材確保を容易にする。

国際的な法律に基づいた迅速な訴訟問題解決の為に、GIFTシティに国際仲裁センターを設置する。

グリーンボンド

グリーンボンド国債は、経済の二酸化炭素排出削減プロジェクトの準備・実施資金の為に発行される。



物理的・金融的資本とインフラ

GatiShakti財務大臣

経済成長と持続可能な開発のための変革的アプローチには道路、鉄道、空港、港湾、大量輸送、水道、物流インフラという7つのエンジンで推進される。

GatiShaktiナショナルマスタープラン

人とモノの移動をより迅速にするため、22-23年に高速道路のGatiShaktiマスタープランを策定する予定です。このプランでは22-23年に国道を25,000km拡張し、配分予算は2,000億ルピー（26.7億USドル）が動員される予定となっている。

マルチモデルロジスティクスパーク

マルチモデルロジスティックパークのの実施契約を締結。22-23年に4カ所で官民連携モデルで発注を予定。



※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

物理的・金融的資本とインフラ

電カインフラ:

- 139ギガワットの設備容量を追加し、新たに2800万世帯に配電、送電線14万kmを追加。
- 2030年までに太陽光発電の設置容量を280GWとする目標に向け、国内での製造を促進する。
- 103MWの水力発電と27MWの太陽光発電を行うKen Betwa River Link Projectを提案。
- このプロジェクトに対して、21-22年に430億ルピー（5億7333万USドル）、22-23年に140億ルピー（1億8667万USドル）の割り当てがなされる予定。



※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

物理的・金融的資本とインフラ

戦略的撤退と売却:

- エア・インディアの戦略的な所有権移転は完了。
- NINL (Neelanchal Ispat Nigam Limited)の戦略的パートナーが決定された。
- LICの公募は間もなく行われる予定。その他も22-23年に向けて進行中。

国家財政改革:

- 自治体はトレジャリーシングルアカウントの実施で、実際の支出時に政府の口座から直接資金を引き出せるようになり、これにより金利コストの削減が期待される。
- 中央政府の支援スキームを合理化し、そのスキーム数を減らすための会議が行われる予定。
- 協同組合の事業活動のしやすさを合理化するために、独立した行政機構を設立する。



国家発展の為の包括的改革

農業関連セクター:

- MSP運用の下での小麦と米の調達に2兆3700億ルピー（316億USドル）を支払うことを決定。
- 910,000ヘクタールの土地と620万人を対象とした 総予算4460億500万ルピー（59億5000万USドル）の Ken Betwa River Linkプロジェクトが発表され、それ以外にも関連プロジェクトが5つ最終決議された。
- 2022-23年を国際雑穀の年にすると発表された。
- 油糧種子の輸入依存を減らすため、油糧種子の生産を増やすための政策が実施される予定。
- NABARDを通じて共同投資モデルで調達された資本を、農業・農村企業のスタートアップに融資する予定。



※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

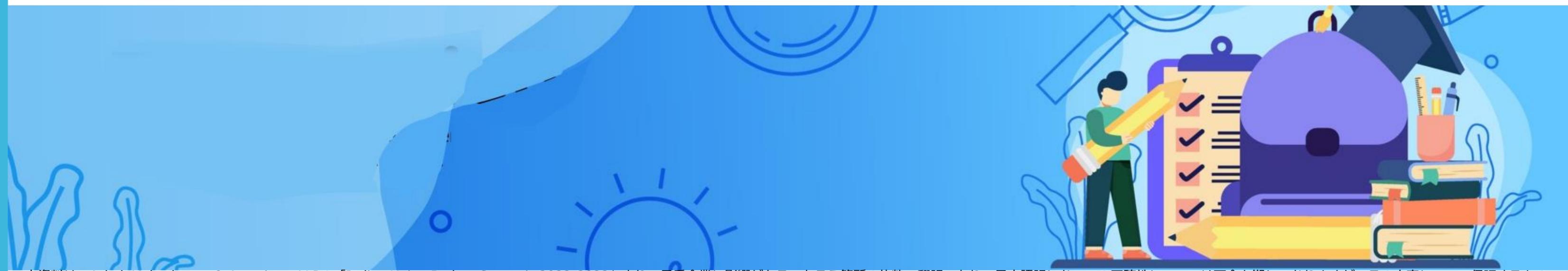
学習環境の再構築

学校教育

- eVIDYAの「1クラス1TVチャンネル」プログラムを12チャンネルから200チャンネルに拡大する予定で、これにより全ての州で1～12年生を対象にした地域言語による補習が可能となる。
- クリティカルシンキングを促進し、クリエイティビティの育成の為、科学と数学の750のバーチャルラボと、バーチャル学習環境のための75のeラボが、22-23年に設置される予定。

デジタルラーニング

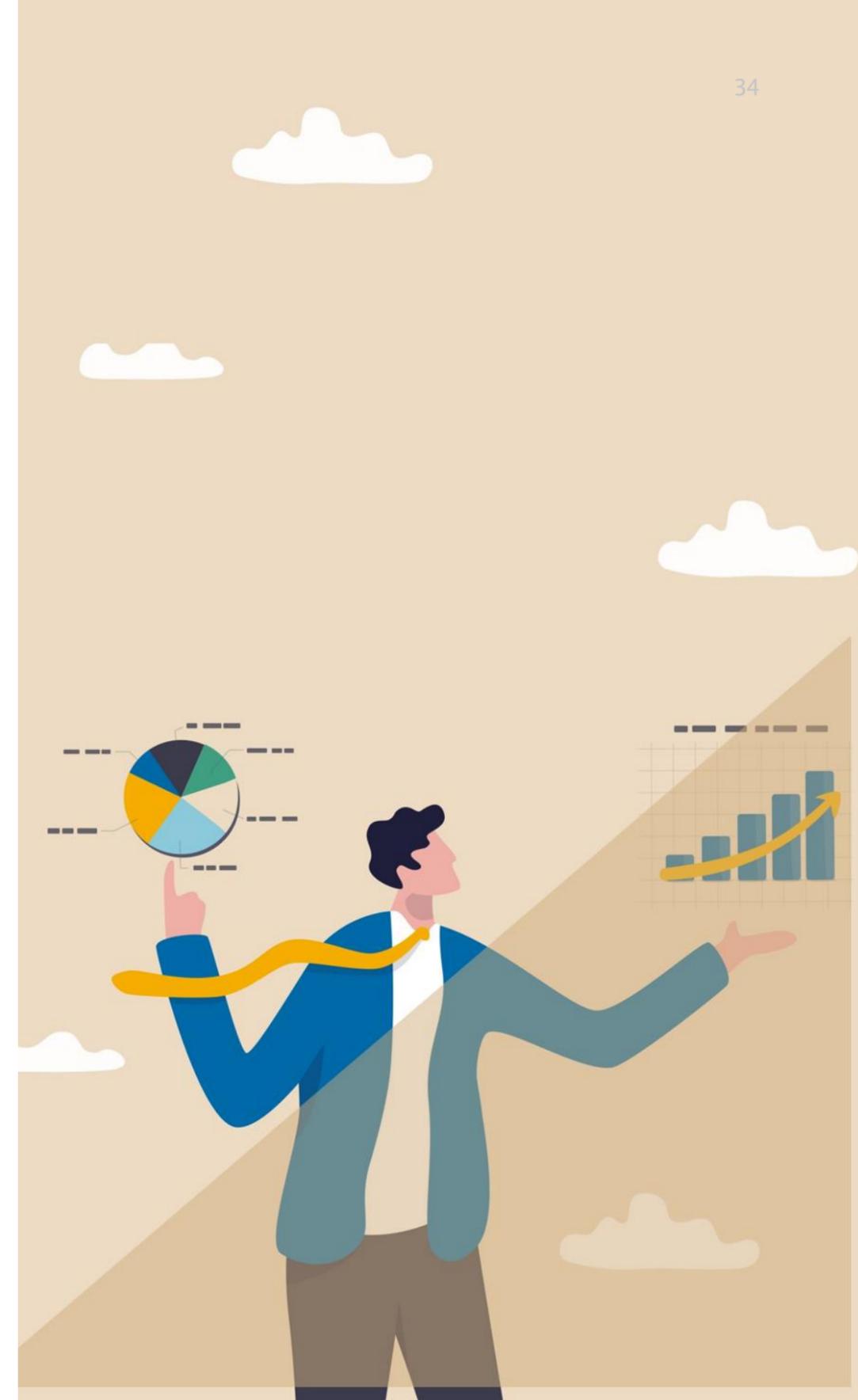
- デジタルユニバーシティを設立し、世界レベルの質の高い教育を、学生一人ひとりに合わせた学習体験と共に、全国からアクセスできるようにする予定。
- この大学では、ネットワーク化されたハブ・アンド・スポークモデルを構築し、最先端の情報通信技術専門知識を構築を目的とし、国内の公立大学や教育機関が参加する予定となっている。



※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

国家財政

- 世界的なパンデミックにより、海外からの資金流入は弱く、政府支援が必要なセクター、特に貧困層向けに発生した多額の支出と相まって、歳入は減少。
- 健康セクターでは安定しており、ロックダウン解除後の経済需要を回復させるために政府支出を急増させたが、その結果21-22年度予算概算要求では34兆8300億ルピー（4644億USドル）の総支出が見込まれていたが、修正予想では37兆7000億ルピー（5026億7000万USドル）となった。資本支出は、6兆300億ルピー（804億USドル）。
- これには、エア・インディアの保証債務残高の決済に向けた5197億1000万ルピー（69億3000万USドル）およびその他諸々の政策実施による費用が含まれている。
- 21-22年の財政赤字の上限は、GDP比6.9%。昨年度予算における経常赤字の予想値は6.8%。
- 財政赤字
 - i. 22-23年の総支出は39兆4500億ルピー（5260億USドル）、借入金以外の総収入は22兆8400億ルピー（3045億3000万USドル）と試算されている。
 - ii. 22-23年の財政赤字はGDP比6.4%と試算。
 - iii. 年間の総借入額は12兆ルピー（1600億USドル）と試算。
 - iv. 2025-26年度までに財政赤字をGDP比4.5%以下にすることを目標とし、財政再建へ取り組む。
 - v. 22-23年の純借入の概算要求額の上限枠をGSDPの5%とした。



Tax Proposals

Income Tax

■ 所得税法上の追加課徴金(Surcharge)の変更

長期キャピタルゲインに対する追加課徴金を現行の25%・37%から、15%を上限とすることが提案されている。これにより、資産への長期投資が促進されると期待がされている。また、協同組合(co-operative societies)の追加課徴金税率を18.5%から15%に変更し、協同組合が企業に対して公平に競争できるようにすることが提案されている。

Particulars	Existing Provisions	Budget proposals
Surcharge		
Long term capital gains from all assets excluding income u/s 112A	25% having total income exceeding two crore rupees but not exceeding five crore rupees	15%
	37% having total income exceeding five crore rupees	
Cooperative societies having total income exceeding 1 crore but not exceeding INR 10 crore and not opting for Section 115BAD	12%	7%
Domestic Company (Not Opting section 115BAB)	25% whose Total Turnover or Gross Receipts during the PY 2019-20 does not exceed INR 400 crores	25% whose Total Turnover or Gross Receipts during the PY 2020-21 does not exceed INR 400 crore
Association of Person	37%	15%
Alternate Minimum Tax		
Co-operative Societies	18.5%	15%

※本資料は、Ashok Maheshwary & Associates LLPの「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」より、日系企業に影響があるであろう箇所の抜粋・翻訳であり、日本語訳における正確性については万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。詳細の確認は「Indian Union Budget Synopsis 2022-2023」にてお願い致します。

Income Tax

法人税関連 - Corporate Tax

CessとSurchargeの扱いに関する明確化

CessとSurchargeは事業所得を計算する際の費用として認められない事が明確化された。

科学技術関連事業費

研究協会、大学、カレッジ、その他の特定機関または特定企業に対して行った寄付に関して、当該研究協会、大学、カレッジ、その他の機関または企業が寄付金明細書を提出しない限り、寄付者が主張する控除は認めないと規定することが提案されている。

この改正は、2021年4月1日から遡及して適用。

第37条の規定による支出の許容範囲に関する修正および明確化

インド国内または国外で施行されている法律で禁止されている違反行為のために発生した支出は、事業費として認められないという明確な説明が新たに挿入。また、これにはインド国内外で施行されている法律の違反による支出も含まれる。したがって、1999年外国為替管理法に基づく違反においてRBIに支払った手数料も経費として認められない。

利息を支払う場合の控除に関する明確化

第43B条は、実際に支払われた金額に対しての控除について定められており、この条項の3C、3CA、3Dでは、特定の金融機関/NBFC/指定銀行/協同組合銀行からのローンや借入金にかかる支払利息の控除は、その利息が実際に支払われた場合に認められ、ローンや借入金、前払い金に変換された利息は実際に支払われたとはみなされないと定めている。

これら条文を修正し、支払義務が将来において施行される債券やその他支払利息も、実際に支払われたとはみなされず、控除は認められないと規定することが提案されている。

Income Tax

法人税関連 - Corporate Tax

のれん償却に関して

2021-2022年度以降、事業や専門職ののれんは減価償却資産とはみなされず、いかなる状況においても事業や専門職ののれんに対する減価償却は行われなくなることになる。

営業権を購入した場合、営業権の購入価格は引き続きキャピタルゲインの計算のための取得原価とみなされるが、AY2021-22以前に営業権に関して減価償却を行った場合、営業権の購入価格から取得した減価償却費を減額することが条件とされる。

第50条で、事業または専門職の営業権の金額を資産のブロックから削減することは、2021年4月1日以降は譲渡とみなされ、その譲渡に対して譲渡所得税が課されることが明確化された。しかし、資産グループから営業権を譲渡した場合のキャピタルゲインの課税対象については、現在までのところそのような規則は定められていない。

調査にて判明した未申告所得に関する対応

2022年4月1日より、所得税法に79A条を新設することが提案されている。この条文では、ある受益者の前年の総所得に非公開の所得が含まれている場合、その非公開の所得に対して、繰越損失や未吸収減価償却費の相殺は、本法のいかなる規定によっても、その前年の総所得の計算において認められてはならない、と規定している。

本節の規定の目的上、未公開の所得とは以下のものを意味する。

- i) 第132条に基づく捜索、第132A条に基づく徴発、または第133A条に基づく調査の過程で、同条(2A)項を除いて発見されたもの、または。
- (ii) 前年度に関連して通常維持される費用に関する帳簿その他の書類の記載事項の全部または一部が虚偽であることが判明し、調査が開始されず、調査が行われず、または徴求が行われなかったならば、そのように判明しなかったであろうものであること。

外国企業からの配当金に対する課税

外国企業が、インド企業が株式資本の26%以上を保有するインド企業に対して宣言、分配、または支払った配当金は、第115BBD条により、当該インド企業の手元で15%の税率で課税される。

この優遇措置は2023年4月1日から廃止され、外国企業から配当金を受け取った会社は通常の税率で課税されることになる。

ただし、二重課税回避協定の適用が可能な場合は、その適用を受けることが可能。

Income Tax

コロナ禍による緩和措置

COVID-19による治療及び死亡の為に受け取った金額

第56条第2項第10号は、ある種の領収書を他の人から受け取った場合、その人の手元で課税されることを規定している。

COVID-19に関連する病気に関して、本人の治療や家族の治療に実際にかかった費用に関して、中央政府が通知した条件下で、個人が誰かから受け取った金額を除外することが提案されている。

死亡した人の家族が、死亡した人の雇用主（制限なし）、またはその他の人から合計で1,000,000 ルピーを超えない金額を受け取った場合、その人の死因が COVID-19 に関する病気であり、その人の死亡日から 12 ヶ月以内に支払いを受けた場合も、納税者の手元で免除されるものとする。

従業員が負担した経費の償還を役得から除外

perquisites u/s 17(2)には、FRINGE BENEFITSが含まれ、新しい条項の挿入により、FRINGE BENEFITSには、従業員が負担した費用に関して雇用主が支払った金額（その費用が COVID-19 に関連する病気に関するものである場合）は含まれないことが提案されている。

ただし、そのような支出は、中央政府の定める条件に従うものとする。

この改正は、2020年4月1日から遡及して適用される。

優遇税制に関する規制緩和

115BAB条は、新規製造内国企業に対して15%の譲許課税制度を規定しており、製造または生産の最終開始日を2023年3月31日から2024年3月31日に1年延長することが提案されている。これは、COVID-19の影響で多くの企業の製造計画が遅れている可能性があるため、このような措置がとられた。

スタートアップ優遇措置延長

80-IAC条は、対象となる新興企業が設立後10年間のうち3年間に稼いだ所得から100%控除することを定めている。この改正は、2022年3月31日以前に設立された新興企業を、2023年3月31日までに設立された新興企業に含めることを提案している。

Income Tax

その他コンプライアンス

非公開会社の取締役の責任

- このセクションに基づく非公開会社の取締役の責任は、会社が清算中であることを条件としておらず、清算については一切言及していないことが明確にされている。
- 従って、179 条によると、所得税当局は、会社自体から税金を回収できない場合、その取締役から税金を回収することができる。
- 従って、このセクションのタイトルを、清算中の非公開会社の取締役の責任ではなく、非公開会社の取締役の責任に修正することが提案されている。さらに、このセクションの説明では、「納付すべき税金」という表現には、違約金、利息、手数料、その他法律の下で支払うべき金額が含まれることを明確にしている。
- さらに、不必要な訴訟を回避し、より明確にするために、“tax due ”の範囲に“fees ”という言葉が挿入することが提案されている。
- この改正は、2022年4月1日から適用。

申告書の提出に関する規定

現在、遅滞申告を行うことができるのは会計年度の3月31日までとなっている。しかし、納税者は、納税が必要な特定の所得を見逃している可能性があり、現在この期日を過ぎると開示することができない。この新しい規定は、納税者が該当する評価年から2年以内に最新の所得税申告書 (ITR) を提出することにより、ITR の不一致や漏れを修正する機会を一度だけ提供するもの。この新しい規定による更新申告書の提出を規定するために、139 条に新しいサブセクション (8A) が導入されることが提案されている。

このような場合、その評価年度において以前に申告書を提出したか否かに関わらず、何人もその評価年度の終わりから24ヶ月以内に更新された申告書を提出することができる。この小節の規定は、更新された申告書が損失の申告書である場合、または納税額の合計を減少させる効果がある場合、あるいは還付金が発生する場合、あるいは還付金が増加する場合には、適用されないものとする。

Income Tax

その他コンプライアンス

修正申告に係る追加税額

新たに140B項が提案され、提案された規定に基づいて申告を選択した場合に納める必要のある税について規定されている。

既申告がない場合	納税者は、他の規定に基づいて支払う税金、利息、手数料、および第140B条(3)に基づく追加所得税の支払い義務を負う。
139条1項、139条4項、139条5項に基づく所得申告書が提出された場合	納税者は税額に加え、規定に基づく利息を支払う義務があり、その利息は、以前の申告で規定に基づき支払われた利息から差し引かれるが、139条(1)に基づいて先に申告書を提出した場合、手数料はかからず、139条(4)に基づいて提出された申告書の場合、手数料はすでに支払われているため、再度支払う必要ないとされる。

加算税

140B(3)条は、“修正申告書”を提出することによって支払うべき追加税額について規定している。

修正申告書が該当する評価年度末日から12ヶ月以内に提出される場合	納税額と利息の合計額の25%が、“修正申告”を利用するための費用となる。
修正申告書が、関連する評価年度の終わりから12ヶ月後、関連する評価年度を過ぎてから24ヶ月以内に提出された場合	納税額と利息の合計額の50%が、“修正申告”を利用するための費用となる。

Cryptocurrency Taxation

仮想デジタル資産 (VDA) の定義 (セクション2(47A))

Finance Bill'2022では、新たに第2条(47A)が挿入される予定であり、仮想デジタル資産とは、暗号技術によって生成され、対価のあるなしにかかわらず交換される価値のデジタル表現を提供する情報、コード、番号、トークン（インドの通貨や外国の通貨ではない）を意味すると定義されている。暗号通貨に加え、NFT（Non Fungible Token）も含まれる。

適用範囲

本規制は、2022年4月1日から施行される予定。

税率 (115条BBH)

115BBH条の導入により、仮想デジタル資産の譲渡によって得られた利益に対して30%の税金とサーチャージ、セスが課されることになる。

VDAの損失は、他の所得との相殺や控除ができない。

そのような資産を譲渡した場合、所得を計算する際の支出（購入費用以外）や損失との相殺は認められない。また、そのような損失の繰り越しも認められない。



Cryptocurrency Taxation

源泉徴収税規定 (TDS) (第194条S項)

TDSの規定は194S条で実施され、居住者への仮想デジタル資産の譲渡の支払いに1%の税金を課すことで、取引の痕跡を追跡し、課税ベースを拡大させる。これに伴い、コンプライアンス負担が増加する可能性がある。

TDS の規定は、事業所得がない個人またはHUFが、当該資産を譲渡した年の前会計年度において、売上、売上高、総収入の合計が事業の場合は 1000万ルピー、職業の場合は 500万ルピーを超えない場合、支払う対価が50,000ルピー未満の場合は適用されません。上記以外の者の場合、当該会計年度において10,000ルピーを上限とすることが提案されている。

これらの TDS 条項は、2022年7月1日から適用される予定。

VDA/暗号通貨/トークンの贈与にかかる税金について

暗号通貨の贈与は、受取人の手元でも課税されるものとする。56条2項x号において、「財産」という表現には、仮想デジタル資産を含めるものとする。これにより、贈与取引による課税漏れを防止するものとする。

未対応の分野

非居住者である販売者の場合の所在地決定の方法、取引所における均等割課税の影響、上記のTDSの支払い方法、暗号損失のヘッド内相殺、過年度の所得に対する課税など、まだ明確にする必要がある領域がいくつか存在する。さらに、仮想デジタル資産の定義についても、解釈の面で未解決の問題となっている。



Income Tax

税控除関連

不動産譲渡のTDS

194IA 条において、不動産譲渡人への支払いに際し、不動産の譲渡対価が500万ルピー以上の場合、その金額の1%を税金として差し引かなければならないと規定。

また、農地以外の不動産の譲渡の場合、居住者に支払った金額または不動産の印紙税のいずれか高い方の1%の税率で税金を差し引くことが提案されている。

なお、支払額と印紙税額がともに500万ルピー未満の場合は、税金を差し引く必要はないとされた。

この改正は、2022年4月1日から適用される。

家賃の源泉徴収

194IB 条において、個人若しくはHUFが月々50,000ルピーを超える家賃を支払う場合、その支払額の5%の税金を差し引く必要があると定めており、所得税申告を行っていない場合は、206AB条に規定される高率の税率で控除をしなければならないと規定されている。

現状ではこのようになっているが、この206AB条の高率の税控除の規定を適用しないとする提案がされている。

非申告者に対する追加規定

税控除規定206AB条、徴収に関する206CCA条どちらかにでも該当し、最初の申告期限が切れてから2年間、申告をしていない場合は、適用される税率の2倍若しくは5%のどちらか高い方で税控除を行われるとした。

このような対応は非申告者に対する更なる抑止力とすることが目的としている。

更に全ての人が所得申告をするように、206AB条と206CCA条を改正し、2年間の要件を1年間に短縮することが提案されている。

これらの改正は2022年4月1日から適用される。

Income Tax

訴訟煩雑化の改善策

同一類似の控訴を避ける為、合議体（2人以上の PCIT、CCITまたはCITで構成）が、ある評価年度に発生した納税者に関する案件で、その納税者の案件若しくはその当事者以外の納税者の案件ではあるが、既に問題定義された法律問題と同一であるとする、158AB条を新たに挿入することが提案された。

管轄の弁務官や、控訴審、または憲法136条に基づく上級弁務官が管轄の高等弁務官や上級弁務官の控訴が解決するまで一切の控訴を行わないよう決定し通知することができる。

延期を決定するためには、当事者のケースにおける法律問題が、他のケースにおける問題と同一であることを、納税者が受け入れることが条件となる。

同様の規定を含む158AA条1項は、2022年4月1日より無効とするとされた。

フェイスレススキーム

指示発行日の延長。

Taxation and Other Laws (Relaxation and Amendment of Certain Provisions) Act, 2020（以下「TOLA」）により、関連条項でフェイスレススキーム通知に関する規定が提案された。

以下条項で、指示発令の制限が延長されることが提案されている。

Section	Scheme	Previous Date of Limitation	Date of Limitation as per Finance Bill, 2022
92CA	Faceless Determination of Arm's Length Price	31st March, 2022	31st March, 2024
144C	Faceless Dispute Resolution Panel	31st March, 2022	
253	Faceless Appeal to Appellate Tribunal	31st March, 2022	
255	Faceless Procedure of Appellate Tribunal	31st March, 2023	

移転価格関連

移転価格に関するフェイスレススキーム手続き導入の遅れ。

中央政府は、フェイスレス移転価格査定手続に関するスキーム策定及び修正を行う期限を2022年3月31日から2024年3月31日に延長。

移転価格に関するフェイスレス評価スキームの独立企業間価格の分析と手続きをより整合性が取れた物へと調整するための延期となる。

Goods & Services Tax

- 2017年CGST法第16条（2）に新たな条項が挿入され、これによりGSTR 2A/2B申告による制限がされていない場合にのみ、供給に関するInput tax Creditが利用できると規定がされた。さらに、CGST法2017の第16条（4）も改訂がされ、ITCの請求期限を9月のGSTR 3Bの期限から、インボイスが関連する翌会計年度の11月30日まで延長することを規定するとした。
- CGST法29条2項の（b）は、GST申告書を提出しない申告義務者に対し、担当局員が登録取消しの手続を開始することができるという趣旨で改正されることが提案されている。コンポジションスキームの場合、ある会計年度のGST申告書が当該申告書の提出期限から3ヶ月を超えて提出がされない場合、通常の納税者の場合は累積期限を規定する。
- 2017年CGST法第34条（2）に基づくクレジットノートの発行期限は、9月のGSTR 3Bの期限から、当該発行が行われた翌会計年度の11月30日まで延長することが提案されている。
- GST1にOutward suppliesの詳細を提出するために37条に規定される条件及び制限を修正し、供給者と受領者の間でやりとりされる詳細内容の受理/拒否のプロセスを削除をする為に、2017年CGST法第37（1）の最初の但書及び第37（2）の省略が提案されている。
- 2017年CGST法 第37条の第3項が省略され、GSTR 1の修正または訂正を行う最終日が翌会計年度の11月30日まで延長され、2017年CGST法 第37条に新たに第4項が挿入、前月のGSTR 1が正式に提出されていない場合はGSTR 1の提出に制限がかかるようになった。
- 2017年CGST法第38条の規定を修正し、ITCが利用可能となるInward suppliesの詳細を記載したGSTR 2A/2Bの自動生成明細書を受領者が利用できるようにすることが提案されている。

Goods & Services Tax

- 非居住者である課税対象者によるGST申告を、翌月の13日以前に行うことができると規定するため、2017年CGST法 39条 5項の改正が提案されている。また第7節の第1但書において、規定される条件及び制限に従ってGSTR 3Bを通じてその月の通常の納税義務に加えてその他の金額支払いを行うことができるとする新たな規則を導入するために改正されることが提案されている。さらに、このセクションはGSTR 3Bに記載された詳細について、翌会計年度の11月30日までに修正することができるように修正がされている。また、同法39条 10項を、GSTR 1を提出しない限りGSTR 3Bの提出を制限するという条文の修正がされる予定である。
- 2017年CGST法 第47条に、TCSステートメントの提出が遅れた際に1日あたり100ルピーの延滞料が発生するという条文の追加が提案されている。
- 2017年CGST法 第48条は、GST納税者がGSTR 2のフォームでInward suppliesの詳細記入を撤廃するよう提案している。さらに、コミッショナーがGSTR 2内のInward suppliesの詳細を提出するよう指示を出す権限を有するとする、同法 第38条(2) 該当箇所を削除するよう提案がされている。
- 2017年CGST法 第49条 (10) は、規定される条件に従い、25条(4)及び25条(5)に規定されている同一のPANで登録された支店やユニットなどの個別の事業体(GST法上のDistinct Person)間でElectronic cash ledger残高を移動するためのフォーム (PMT-09) の範囲を拡大し、当該移動を還付されたとみなすように置換ることが提案されている。さらに第49条 第12項を改正し、Electronic credit ledger残高の使用に制限を課し、この元帳経由で消去できるアウトプットタックスの最大比率を規定すべきと提案がされている。
- 2017年CGST法 第50条 (3) の規定内容を誤ったインプットタックスクレジットにより付加された税について、2017年7月1日分よりを遡及的に置き換えられるように改定することが提案されており、同時に利率は24%から18%への引き下げも提案がされている。上記変更は、2017年IGST法, 2017年UTGST法それぞれにおいても適用できるようにすることが提案されている。
- 2017年CGST法 第52条 6項で、eコマース 運営者がTCS申告書に記載したご記入・記入漏れの訂正は、(i)翌会計年度の11月30日又は(ii)年次申告書の提出日のいずれかの早い日で行うことができるとする改正が提案されている。

Customs Tariff Act

- ステンレス鋼および塗装鋼の平板製品、合金鋼の棒材、高速度鋼に対するアンチダンピング関税およびCVDは撤廃される。
- バッファローの原皮・皮の輸出関税が 40%から 30%に引き下げられる。
- 税関（譲許税率での物品輸入）規則2017は、プロセス全体のエンドツーエンドの自動化を促進し、各種提出フォームの電子化及び通知、リスクベースのチェック作業、その他税関プロセスを完全IT化にすることで、よりスムーズで安全な運営を実現するようなルール改正がされるべきだと提案がされている。

関税率改定案

S. No	Description of Goods	From (%)	To (%)
1	Microbial fats and oils and their fractions	30	100
2	Umbrella	10	20
3	Single loudspeaker, Multiple loudspeakers, headphone and earphone and others	15	20
4	Flat panel display modules- of liquid crystals	Nil	15
5	Photosensitive semi-conductors- photovoltaic cells not assembled in modules or made up into panels	20	25
6	Photosensitive semi-conductors- photovoltaic cells assembled and others	20	40
7	AC Current meters	15	25
8	Electricity meters	10	20
9	Live animals- pure bred breeding animal	30	Nil
10	Vannamei shrimp, black tiger shrimp	30	10
11	Artemia	30	5
12	Coral	30	Nil
13	Cashew nuts (in shell)	30	2.5
14	Pistachios- in shell and shelled	30	10
15	Dates (soft and hard)	30	20
16	Oranges, lemons, fresh grapes	40	30
17	Pears and quinces	35	30

Customs Tariff Act

関税率改定案

S. No	Description of Goods	From (%)	To (%)
1	Natural barium sulphate, siliceous fossil meals, pumice stones	10	5
2	Pebbles, gravel, stones, magnesite, sintered etc.	10	5
3	Gypsum- Natural, marine and others	10	2.5
4	Precious stones such as diamond gems etc	10	5
5	Items of machinery including prime movers, instruments, apparatus, and appliances etc.	10	7.5
6	Lead, Zinc and tin ores and concentrators	5	2.5
7	Motor gasoline and others	10	2.5
8	Oils, base oil, lubricant oil etc	10	5
9	Copper oxides, Germanium oxides, tin oxide, other	10	7.5
10	Fluorides, Chlorides, Hypo chlorides, Chlorates, sulphites, Sulphates, Nitrites, Carbonates	10	7.5
11	Radioactive, chemical elements, and radioactive isotopes etc.	10	7.5
12	Cyclic Hydrocarbons- o-Xylene and p-Xylene	10	Nil
13	Cyclic Hydrocarbons	10	2.5
14	Ethylene dichloride (ISO) (1, 2-dichloroethane)	10	Nil
15	Vinyl chloride (chloroethylene)	10	5
16	Chloroethane (ethyl chloride), Carbon tetrachloride, others	10	5
17	Parts and components for manufacture of tunnel boring machines with actual-user condition	Nil	2.5
18	HALOGENATED DERIVATIVES OF HYDROCARBONS	10	7.5
19	Cotton sewing thread, cotton yarn not put up for retail sale	20	10

Customs Tariff Act

関税率改定案

S. No	Description of Goods	From (%)	To (%)
1	Cotton waste, Other Cotton yarn put up for retail sale	25	10
2	Petroleum crude	5	Rs. 50 per tonne
3	Petroleum oil solvent 145/205, Motor gasoline conforming to standard IS 2796, IS 17021 or IS 17076	10	Nil
4	Motor Gasoline conforming to standard IS 2796, E 20 Fuel conforming to standard IS 17021, E 12 Fuel conforming to standard IS 17586, E 15 Fuel conforming to standard IS 17586, M 15 Fuel conforming to standard IS 17076	10	14 + Rs. 15/ Litre
5	Prepared binders for foundry moulds or cores (other than in aqueous solution and others)	10	7.5
6	Cyclic alcohols, phenols, phenol-alcohols, halogenated, sulphonated, or nitrosated derivatives of phenols	10	7.5
7	Methanol (methyl alcohol)	10	2.5
8	Alcohols and their halogenated, sulphonated, nitrated, or nitrosated derivatives	10	7.5
9	Mannitol, D-glucitol (Sorbitol)	30	20
10	Frozen mussels and Frozen squids	30	15
11	Cocoa beans (whole or broken) both raw or toasted	30	15
12	Breathing appliance other than protective masks not having replaceable filters or mechanical parts, Orthopedic appliances like crutches, surgical belts and trusses, splints etc	10	7.5

S. No	Description of Goods	From (%)	To (%)
1	Grain sorghum	80	50
2	Aviation Turbine Fuel (ATF)	10	5
3	Propane	10	2.5
4	Liquefied petroleum gases (LPG)	10	5
5	Liquefied natural gas (LNG)	10	2.5
6	Essential oils	30	20
7	Trawlers and other fishing vessels	10	Nil
8	Dredgers	10	Nil
9	Inflatable Rafts	10	Nil
10	Bovine semen	2.5	Nil
11	Sweet Biscuits, Waffles and wafers	45	30
12	Portland Cement (other than white Portland cement)	10	Nil
13	Ballasts for discharge lamps or tubes	10	7.5



About Us

Ashok Maheshwary & Associates LLP / AKM Globalは、1981年に設立されたグルガオンに本部を置くインドの会計事務所です。取扱い分野は、監査、現地調査、インド進出戦略、会計アウトソーシングサービス、評価サービス、M&Aサポート、コンプライアンス、企業財務、合併事業や再編サポート、国際税務、直接税/間接税、移転価格など多岐にわたり皆様にサポートさせていただきます。

Contact Information

Suite # 344, Tower A, Spaze I-Tech

Park, Sector - 49, Sohna Road,

Gurgaon - 122018, Haryana,

India Phone No: +91 124

6647500

Mobile No: +91 9810188104, +91 9811987402

info@akmglobal.com

www.akmglobal.com

GURGAON | DELHI | MUMBAI | BANGALORE | PUNE | HYDERABAD | SINGAPORE